

保発0322第3号
平成24年3月22日

都道府県知事
地方厚生（支）局長

厚生労働省保険局長

「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置
及び指導監査について（通知）」の一部改正について

標記については、「柔道整復の施術に係る療養費の審査委員会設置要綱」（平成11年10月20日老発第683号・保発第145号別添1。以下「要綱」という。）により取り扱われているところであるが、柔道整復師の施術に係る療養費の適正な審査を図るため、一部を下記のとおり改正し、平成24年4月1日以降適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

1. 改正の概要

柔道整復師の施術に係る療養費の審査委員会の施術担当者を代表する委員を推薦する場合の委員の欠格事由等を要綱上に明記することとしたこと。

2. 改正内容

- (1) 「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について」の別添1柔道整復の施術に係る療養費の審査委員会設置要綱（以下「要綱」という。）2(1)中「全国健康保険協会都道府県支部長（以下「健保協会支部長」という。）」の次に「、都道府県民生主管部（局）長又は都道府県国民健康保険団体連合会理事長」を加える。
- (2) 要綱2(2)中「精通した者」の次に「であって、公平・公正な審査をなし得る者」を加える。
- (3) 要綱2(4)を2(6)とする。
- (4) 要綱2(3)中「健保協会支部長等」を「健保協会支部長、都道府県民生主管部（局）長又は都道府県国民健康保険団体連合会理事長等」に改め、(3)を(5)

とする。

(5) 要綱 2 (2) の下に(3)及び(4)として次のように加える。

(3) 前項の施術担当者を代表する者を推薦する団体は、当該団体に所属する会員等に対し、柔道整復に係る療養費制度に関する指導や周知活動等を適切に実施しているものであること。

(4) 施術担当者を代表する者は、受領委任の取扱いの中止措置を受けていない者であること。

(5) 要綱 3 (3) 中「健保協会支部長等」を「健保協会支部長、都道府県民生主管部（局）長又は都道府県国民健康保険団体連合会理事長等」に改める。

(6) 要綱 6 (1) 中「健保協会支部長」を「健保協会支部長、都道府県知事又は都道府県国民健康保険団体連合会理事長等（以下「健保協会支部長等」という。）」に改める。

(7) 要綱 6 (4) 中「健保協会支部長」を「健保協会支部長等」に改める。

(8) 要綱 7 (1) 及び 7 (2) 中「健保協会支部長」を「健保協会支部長等」に改める。

(9) 要綱 10 (1) 中「健保協会支部長」を「健保協会支部長等」に改める。

新	旧
<p>別添1</p> <p>柔道整復師の施術に係る療養費の審査委員会設置要綱</p> <p>1 目的 柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書を適正かつ効率的に審査するため、柔道整復療養費審査委員会（以下「柔整審査会」という。）の設置要綱を定めることを目的とする。</p> <p>2 組織 (1) 柔整審査会の委員は、施術担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者のうちから、全国健康保険協会都道府県支部長（以下「健保協会支部長」という。）、<u>都道府県民生主管部（局）長又は都道府県国民健康保険団体連合会理事長等</u>が委嘱する。 (2) 前項の委嘱は、施術担当者を代表する者及び保険者を代表する者については、それぞれ関係団体の推薦により、行わなければならない。また、学識経験者の委嘱に当たっては、医師及び柔道整復に係る療養費制度に精通した者<u>であって、公正・公平な審査をなし得る者</u>の中から選定するものとする。 (3) 前項の施術担当者を代表する者を推薦する団体は、<u>当該団体に所属する会員等に対し、柔道整復に係る療養費制度に関する指導や周知活動等を適切に実施しているものであること。</u> (4) 施術担当者を代表する者は、<u>受領委任の取扱いの中止措置を受けていない者であること。</u> </p>	<p>別添1</p> <p>柔道整復師の施術に係る療養費の審査委員会設置要綱</p> <p>1 目的 柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書を適正かつ効率的に審査するため、柔道整復療養費審査委員会（以下「柔整審査会」という。）の設置要綱を定めることを目的とする。</p> <p>2 組織 (1) 柔整審査会の委員は、施術担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者のうちから、全国健康保険協会都道府県支部長（以下「健保協会支部長」という。）等が委嘱する。 (2) 前項の委嘱は、施術担当者を代表する者及び保険者を代表する者については、それぞれ関係団体の推薦により、行わなければならない。また、学識経験者の委嘱に当たっては、医師及び柔道整復に係る療養費制度に精通した者の中から選定するものとする。 </p>

(5) 委員の総数は、各都道府県における療養費の支給申請書（以下「申請書」という。）の審査件数等に応じて、健保協会支部長、都道府県民生主管部（局）長又は都道府県国民健康保険団体連合会理事長等が定めるものとする。

(6) 委員の構成は、次のとおりとする。

- 施術担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者の委員は、原則としてそれぞれ同数とする。
- 施術担当者を代表する者、保険者を代表する者の委員は、必ず同数とする。
- 学識経験者の委員は、複数とする。

3 任期

(1) 審査委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合において任命された審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 審査委員は、再任されることができる。

(3) 健保協会支部長、都道府県民生主管部（局）長又は都道府県国民健康保険団体連合会理事長等は、審査委員が職務を怠り又は職務の遂行に堪えないときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

4 審査委員長

(1) 柔整審査会に学識経験者から委員の互選により審査委員長1人を置く。

(2) 審査委員長は、会務を総理し、柔整審査会を代表する。

(3) 委員の総数は、各都道府県における療養費の支給申請書（以下「申請書」という。）の審査件数等に応じて、健保協会支部長等が定めるものとする。

(4) 委員の構成は、次のとおりとする。

- 施術担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者の委員は、原則としてそれぞれ同数とする。
- 施術担当者を代表する者、保険者を代表する者の委員は、必ず同数とする。
- 学識経験者の委員は、複数とする。

3 任期

(1) 審査委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合において任命された審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 審査委員は、再任されることができる。

(3) 健保協会支部長等は、審査委員が職務を怠り又は職務の遂行に堪えないときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

4 審査委員長

(1) 柔整審査会に学識経験者から委員の互選により審査委員長1人を置く。

(2) 審査委員長は、会務を総理し、柔整審査会を代表する。

5 柔整審査会の招集

柔整審査会は、審査委員長がこれを招集するものとする。

6 審査

- (1) 柔整審査会は、健康保険法等の関係法令、柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準、受領委任の規程等及び健保協会支部長、都道県知事又は都道府県国民健康保険団体連合会理事長等(以下「健保協会支部長等」という。)が別に定める柔整審査会審査要領に基づき、申請書の審査を行う。
- (2) 柔整審査会は、審査委員の2分の1以上の出席がなければ、審査の決定をすることができない。
- (3) 柔整審査会は、公正かつ適正な審査を行わなければならぬ。
- (4) 柔整審査会は、審査に当たり必要と認める場合は、健保協会支部長等に対し、柔道整復師から報告等を徴するよう申し出ることができる。

7 審査結果の通知等

- (1) 審査委員長は、健保協会支部長等に対し、次の方法等により柔整審査会の審査結果を報告するものとする。
 - ① 柔整審査会は、請求額の減額又は不支給等の措置が必要な場合は、その理由を附せん等に記載し、支給申請書に貼付する。
 - ② 柔整審査会は、保険者等が患者に対する調査を行った上で療養費の支給の適否を判断すべきものがある場合は、その理由を附せん等に記載し、支給申請書に貼付する。

5 柔整審査会の招集

柔整審査会は、審査委員長がこれを招集するものとする。

6 審査

- (1) 柔整審査会は、健康保険法等の関係法令、柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準、受領委任の規程等及び健保協会支部長が別に定める柔整審査会審査要領に基づき、申請書の審査を行う。
- (2) 柔整審査会は、審査委員の2分の1以上の出席がなければ、審査の決定をすることができない。
- (3) 柔整審査会は、公正かつ適正な審査を行わなければならぬ。
- (4) 柔整審査会は、審査に当たり必要と認める場合は、健保協会支部長等に対し、柔道整復師から報告等を徴するよう申し出ることができる。

7 審査結果の通知等

- (1) 審査委員長は、健保協会支部長等に対し、次の方法等により柔整審査会の審査結果を報告するものとする。
 - ① 柔整審査会は、請求額の減額又は不支給等の措置が必要な場合は、その理由を附せん等に記載し、支給申請書に貼付する。
 - ② 柔整審査会は、保険者等が患者に対する調査を行った上で療養費の支給の適否を判断すべきものがある場合は、その理由を附せん等に記載し、支給申請書に貼付する。

③ 柔整審査会は、保険者等が柔道整復師に対する質問を行った上で療養費の支給の適否を判断すべきものがある場合は、その理由を附せん等に記載し、支給申請書に貼付する。

④ 柔整審査会は、申請書の内容が不正若しくは不当なものである場合又は受領委任の規程等に違反しているものと認められる場合は、速やかに書面で報告しなければならない。

(2) 健保協会支部長等は、他の保険者等から審査の委任を受けている場合、当該保険者等に柔整審査会の審査結果を通知する。

(3) 柔整審査会は、保険者等の療養費の支給決定に際し、保険者等から審査の説明又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

8 再審査

柔整審査会は、保険者等からの請求内容の疑義及び柔道整復師からの再審査の申し出があった場合は、再審査を行わなければならぬ。この場合は、審査委員の2分の1以上の出席がなければ、再審査の決定をすることができない。

9 守秘義務

審査委員又は審査委員の職にあった者は、申請書の審査に関して知得した柔道整復師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしてはならない。

10 その他

(1) この要綱に定めるもののほか、柔整審査会の運営に関し必要な事項は、健保協会支部長等が定めること。

③ 柔整審査会は、保険者等が柔道整復師に対する質問を行った上で療養費の支給の適否を判断すべきものがある場合は、その理由を附せん等に記載し、支給申請書に貼付する。

④ 柔整審査会は、申請書の内容が不正若しくは不当なものである場合又は受領委任の規程等に違反しているものと認められる場合は、速やかに書面で報告しなければならない。

(2) 健保協会支部長は、他の保険者等から審査の委任を受けている場合、当該保険者等に柔整審査会の審査結果を通知する。

(3) 柔整審査会は、保険者等の療養費の支給決定に際し、保険者等から審査の説明又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

8 再審査

柔整審査会は、保険者等からの請求内容の疑義及び柔道整復師からの再審査の申し出があった場合は、再審査を行わなければならぬ。この場合は、審査委員の2分の1以上の出席がなければ、再審査の決定をすることができない。

9 守秘義務

審査委員又は審査委員の職にあった者は、申請書の審査に関して知得した柔道整復師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしてはならない。

10 その他

(1) この要綱に定めるもののほか、柔整審査会の運営に関し必要な事項は、健保協会支部長が定めること。

(2) 保険者、社団法人都道府県柔道整復師会等の協力を求め円滑な実施に努めること。

(2) 保険者、社団法人都道府県柔道整復師会等の協力を求め円滑な実施に努めること。

柔道整復師の施術に係る療養費の審査委員会設置要綱

1 目的

柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書を適正かつ効率的に審査するため、柔道整復療養費審査委員会（以下「柔整審査会」という。）の設置要綱を定めることを目的とする。

2 組織

- (1) 柔整審査会の委員は、施術担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者のうちから、全国健康保険協会都道府県支部長（以下「健保協会支部長」という。）、都道府県民生主管部（局）長又は都道府県国民健康保険団体連合会理事長等が委嘱する。
- (2) 前項の委嘱は、施術担当者を代表する者及び保険者を代表する者については、それぞれ関係団体の推薦により、行わなければならない。また、学識経験者の委嘱に当たっては、医師及び柔道整復に係る療養費制度に精通した者であって、公正・公平な審査をなし得る者の中から選定するものとする。
- (3) 前項の施術担当者を代表する者を推薦する団体は、当該団体に所属する会員等に対し、柔道整復に係る療養費制度に関する指導や周知活動等を適切に実施しているものであること。
- (4) 施術担当者を代表する者は、受領委任の取扱いの中止措置を受けていない者であること。
- (5) 委員の総数は、各都道府県における療養費の支給申請書（以下「申請書」という。）の審査件数等に応じて、健保協会支部長、都道府県民生主管部（局）長又は都道府県国民健康保険団体連合会理事長等が定めるものとする。
- (6) 委員の構成は、次のとおりとする。
 - ・ 施術担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者の委員は、原則としてそれぞれ同数とする。
 - ・ 施術担当者を代表する者、保険者を代表する者の委員は、必ず同数とする。
 - ・ 学識経験者の委員は、複数とする。

3 任期

- (1) 審査委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合において任命された審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 審査委員は、再任されることができる。
- (3) 健保協会支部長、都道府県民生主管部（局）長又は都道府県国民健康保険団体連合会理事長等は、審査委員が職務を怠り又は職務の遂行に堪えないときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

4 審査委員長

- (1) 柔整審査会に学識経験者から委員の互選により審査委員長1人を置く。
- (2) 審査委員長は、会務を総理し、柔整審査会を代表する。

5 柔整審査会の招集

柔整審査会は、審査委員長がこれを招集するものとする。

6 審査

- (1) 柔整審査会は、健康保険法等の関係法令、柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準、受領委任の規程等及び健保協会支部長、都道県知事又は都道府県国民健康保険団体連合会理事長等（以下「健保協会支部長等」という。）が別に定める柔整審査会審査要領に基づき、申請書の審査を行う。
- (2) 柔整審査会は、審査委員の2分の1以上の出席がなければ、審査の決定をすることできない。
- (3) 柔整審査会は、公正かつ適正な審査を行わなければならない。
- (4) 柔整審査会は、審査に当たり必要と認める場合は、健保協会支部長等に対し、柔道整復師から報告等を徴するよう申し出ることができる。

7 審査結果の通知等

- (1) 審査委員長は、健保協会支部長等に対し、次の方法等により柔整審査会の審査結果を報告するものとする。
 - ① 柔整審査会は、請求額の減額又は不支給等の措置が必要な場合は、その理由を附せん等に記載し、支給申請書に貼付する。
 - ② 柔整審査会は、保険者等が患者に対する調査を行った上で療養費の支給の適否を判断すべきものがある場合は、その理由を附せん等に記載し、支給申請書に貼付する。
 - ③ 柔整審査会は、保険者等が柔道整復師に対する質問を行った上で療養費の支給の適否を判断すべきものがある場合は、その理由を附せん等に記載し、支給申請書に貼付する。
 - ④ 柔整審査会は、申請書の内容が不正若しくは不当なものである場合又は受領委任の規程等に違反しているものと認められる場合は、速やかに書面で報告しなければならない。
- (2) 健保協会支部長等は、他の保険者等から審査の委任を受けている場合、当該保険者等に柔整審査会の審査結果を通知する。
- (3) 柔整審査会は、保険者等の療養費の支給決定に際し、保険者等から審査の説明又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

8 再審査

柔整審査会は、保険者等からの請求内容の疑義及び柔道整復師からの再審査の申し出があった場合は、再審査を行わなければならない。この場合は、審査委員の2分の1以

上の出席がなければ、再審査の決定をすることができない。

9 守秘義務

審査委員又は審査委員の職にあった者は、申請書の審査に関して知得した柔道整復師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしてはならない。

10 その他

- (1) この要綱に定めるもののほか、柔整審査会の運営に関し必要な事項は、健保協会支部長等が定めること。
- (2) 保険者、社団法人都道府県柔道整復師会等の協力を求め円滑な実施に努めること。